

都市計画変更(案)の縦覧

都市計画課 ☎66・1142

愛知県の都市計画区域再編などに関連し、次の都市計画について変更(案)の縦覧を行います。変更後都市計画区域の名称は東三河都市計画区域(現在は宝飯、豊橋渥美および新城都市計画区域)となります。

【県決定】都市計画区域の整備、開発および保全の方針、区域区分、都市計画道路

【市決定】用途地域、防火地域および準防火地域、都市計画道路、トラクタターミナル

縦覧期間 6月11日(金)～25日(金)(ただし土・日曜日を除く)

ところ

○県決定：県庁都市計画課(本庁舎5階)および市役所都市計画課(新館3階)
※ただし、市役所で縦覧できるのは蒲郡市に関連する変更(案)のみです。

○市決定：市役所都市計画課
この変更(案)について、意見のある方は縦覧期間満了日までに意見書を提出することになります。

脳ドック受診の助成

保険年金課 ☎66・1103

蒲郡市国民健康保険および後期高齢者医療加入者の方に脳ドック受診の助成を行います。ただし、昨年度助成を受けた方は受診できません。

蒲郡市民病院脳神経外科に通院されている方は主治医と相談の上お申し込みください。

受診日 7月～平成23年3月までの月～金曜日(祝日は除く)午後3時以降。日時は保険年金課で指定します。

受診場所 蒲郡市民病院
定員 130人(定員を超えた場合は抽選)

○国民健康保険被保険者
昭和35年4月2日以前に生まれた方で、世帯主および被保険者全員が市税などの滞納のない方。

○後期高齢者医療被保険者
本人が後期高齢者医療保険料および市税などの滞納のない方。

個人負担 2万5千円(脳ドックBコース5万円のうち5割を市が助成)

申し込み 6月18日(金)必着(までに、印鑑、保険証を持参の上保険年金課へ)。

申請書(保険年金課窓口、ホームページにあります)または申請に必要な項目を記入したハガキ、書面の郵送(T443-8601)による申し込みもできます。ただし、電話、ファクス、Eメールでの申し込みは受け付けません。

申請に必要な項目 申請年月日、世帯主氏名(押印)・住所、受診希望者の氏名(フリガナ)・性別・生年月日・年齢・世帯主との続柄・住所・電話番号・保険証の番号、個人情報確認事務の同意(私および世帯員の市税等納付状況の確認事務を行うことに同意します)。

聞こえと言葉に心配のある乳幼児の教育相談

福祉課 ☎66・1106

とき 毎週月曜日～金曜日

午前9時～午後5時

ところ 県立豊橋聾学校
対象児 聴覚障害乳幼児

内容

・聴力についての測定
・言葉の育て方について

・人工内耳、補聴器について

問合せ先 県立豊橋聾学校

☎0532・45・2049

市税条例の一部改正

【個人市民税】☎66・1116

○給与所得者および年金受給者の扶養親族申告書の新設

地方税法の改正に伴い、平成24年度以後に課税される市民税において、16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されます。

なお、市民税は扶養親族の人数によっても非課税となる所得限度額が変わります。16歳未満の年少扶養親族は、非課税所得限度額算定の人数には含まれるため、平成23年1月1日から、給与所得者および公的年金受給者は、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出することになります。

| | 変更前の扶養控除額 | 変更後の扶養控除額 |
|------------|-----------|-----------|
| 16歳未満 | 33万円 | 廃止 |
| 16歳以上19歳未満 | 45万円 | 33万円 |

○非課税口座内上場株式などの譲渡に係る市民税の計算の特例

平成24年から平成26年までの間に1人につき1年1口座に限り非課税口座を開設することができるようになります。限度額は100万円です。口座開設から10年以内は配当所得および譲渡所得については非課税となります。譲渡損失額も市民税の計算から除かれます。

【市たばこ税】☎66・1115

○市たばこ税の税率の変更

地方税法の改正に伴い、10月1日から税率が次のようになります。

| 種類 | 変更前 | 変更後 |
|------------------------|--------|--------|
| 旧3級品以外の製造たばこ 1,000本につき | 3,298円 | 4,618円 |
| 旧3級品の製造たばこ 1,000本につき | 1,564円 | 2,190円 |